

第 1 章

計 画 の 概 要

1 はじめに

(1)「みんなでつくる福祉のまち川越プラン」とは

本市は「第四次川越市地域福祉計画」を、川越市社会福祉協議会（市社協）は「第五次川越市地域福祉活動計画」を策定しました。また、住民を主体とした地域組織が「地区別福祉プラン」を策定しました。

これら3つの計画を1冊にまとめ、『みんなでつくる福祉のまち川越プラン』と親しみのある愛称とし、地域福祉をより効果的・効率的に進めます。

(2) 地域福祉とは

「地域福祉」という言葉を聞いたことがありますか。

地域福祉は私たちにとって身近なものです。生活する中で自分に合うものを選んだり、利用したり、参加したり、時には新しいものをつくったりしながら、自分たちの暮らしを支えていく地域づくり全体のことをいいます。

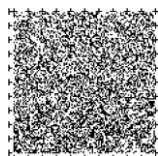
地域には、赤ちゃん、学生、高齢者といった多様な年代の人がいて、誰もが地域と関わりを持って生活しています。中には、親の介護のために仕事を辞めた人、仕事をしながら一人で子育てをしている人、日本語に不慣れな外国籍市民など、制度や分野ごとの従来の福祉だけでは解決困難な困り事・心配事を抱える人々もいます。

それらを改善・解決していくためには、地域の問題を自分たちの問題として受け止め、市民、関係機関や団体、市や市社協等、「みんな」で協力し合う地域福祉の推進が必要不可欠です。

地域福祉の土壌は「つながり」です。「つながり」を育むことで、「お互いを知り、お互いを優しく受け止め合える」環境にし、すべての人が年齢や障害の有無等に関係なく、住み慣れた地域の中で、安心していきいきと暮らし続けることができる地域共生社会をつくりましょう。

地域共生社会とは

高齢者介護・障害福祉・児童福祉・生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会のことです。



「福祉は私に関係ない…?」「市役所がなんでもやってくれる…?」
「地域づくりって大変…?」と思う人がいるかもしれませんが・・・

福祉は私に関係ない…?

「福祉」というと、誰かを助けることというイメージが強いでしょうか。「福祉」には、他人を思いやることや自分の幸せを大切にすることという意味もあります。

何に幸せを感じるかは一人ひとり違います。幸せは私たちの生活の中に様々なかたちで存在するものであり、「福祉」に関係がないという人は一人もいないのです。



市役所がなんでもやってくれる?

市役所は法律や条例に基づいて行政事務を行います。制度の枠組みの中でサービスが提供されますが、個々の対応まで行き届かない、サービスを利用したくても対象者に該当しないという制度の狭間の問題が出てくるなど、市役所だけでは解決できない場合もあります。

利用条件

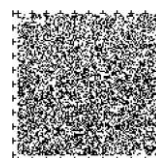


利用条件

地域づくりって大変…?

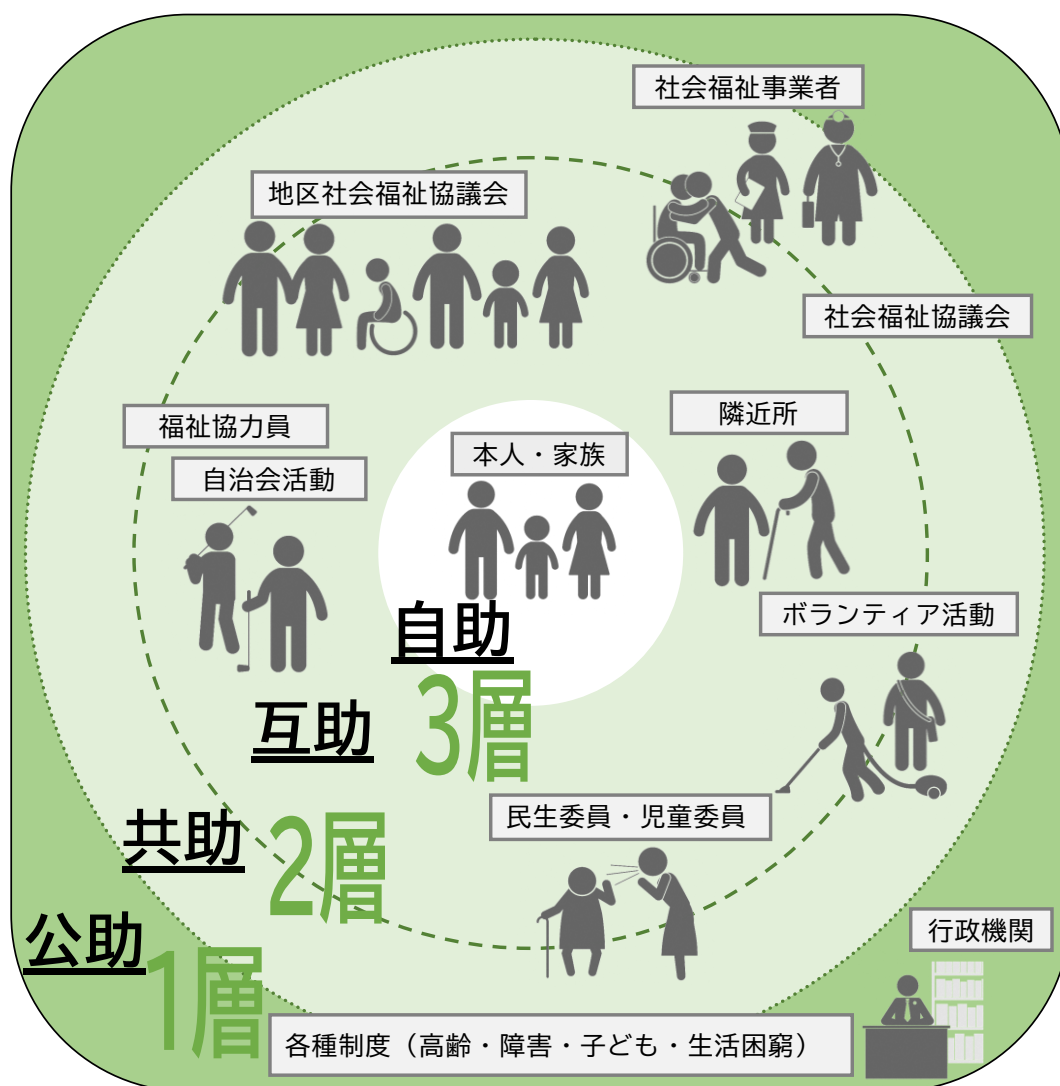
大丈夫です！ 困ったときは福祉の専門職や市がサポートします。住み慣れた地域の中で、安心していきいきと暮らし続けることができるよう、地域づくりに一緒に取り組みましょう。

この冊子を読んでいること、地域で開催しているお祭りやサロンへ興味を持ち始めること、それが地域づくりへの一歩となります。



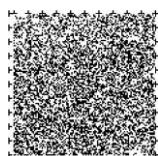
（３）「自助」「互助」「共助」「公助」の連携

地域に関わる様々な人々は、「自助」「互助」「共助」「公助」の中で様々な役割を分担しています。時には互いに補い合い、時には連動しながら、「支え合い・助け合い」を充実させることが大切です。



<自助・互助・共助・公助と各層の定義について>

自助	自分や家族が主体となって対応すること	第3層 「ご近所・自治会区域」
互助	隣近所等でお互いに助け合い対応すること	第2層
共助	介護保険やボランティア等支え合いの仕組みで対応すること	「地区社会福祉協議会（地区社協）区域」
公助	行政等が行う公的支援や福祉サービスで対応すること	第1層 「川越市全域」



2 策定の趣旨等

(1) 趣旨

平成 29（2017）年 5 月に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により社会福祉法が改正されました。地域の課題を自分のこととして捉え、分野を超えてつながる「我が事・丸ごと」という地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念が規定されるとともに、市町村による包括的な支援体制の整備を推進すること、地域福祉計画の充実を図ることが定められました。

さらに、令和元（2019）年 12 月には「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」が最終取りまとめを公表し、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業（重層的支援体制整備事業）を創設することが提言され、この内容を反映した改正社会福祉法が令和 2（2020）年 6 月に成立しました。

「みんなでつくる福祉のまち川越プラン」は、こうした動向を踏まえた、地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための計画です。

(2) 位置付け

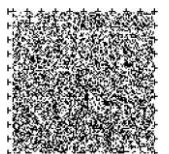
「市町村地域福祉計画」は社会福祉法第 107 条に基づき、市町村が行政計画として策定するものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条に基づく民間組織である社会福祉協議会が、民間の活動計画として市民と共に策定するもので、市民や各種団体の自主的・自発的な福祉活動の活性化を図ることを目的とする実践的な活動・行動計画です。

また、「地区別福祉プラン」は、地区における福祉課題の解決を図ることを目的に、各地区社会福祉協議会*¹（地区社協）が策定する実施計画です。

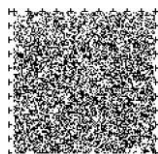
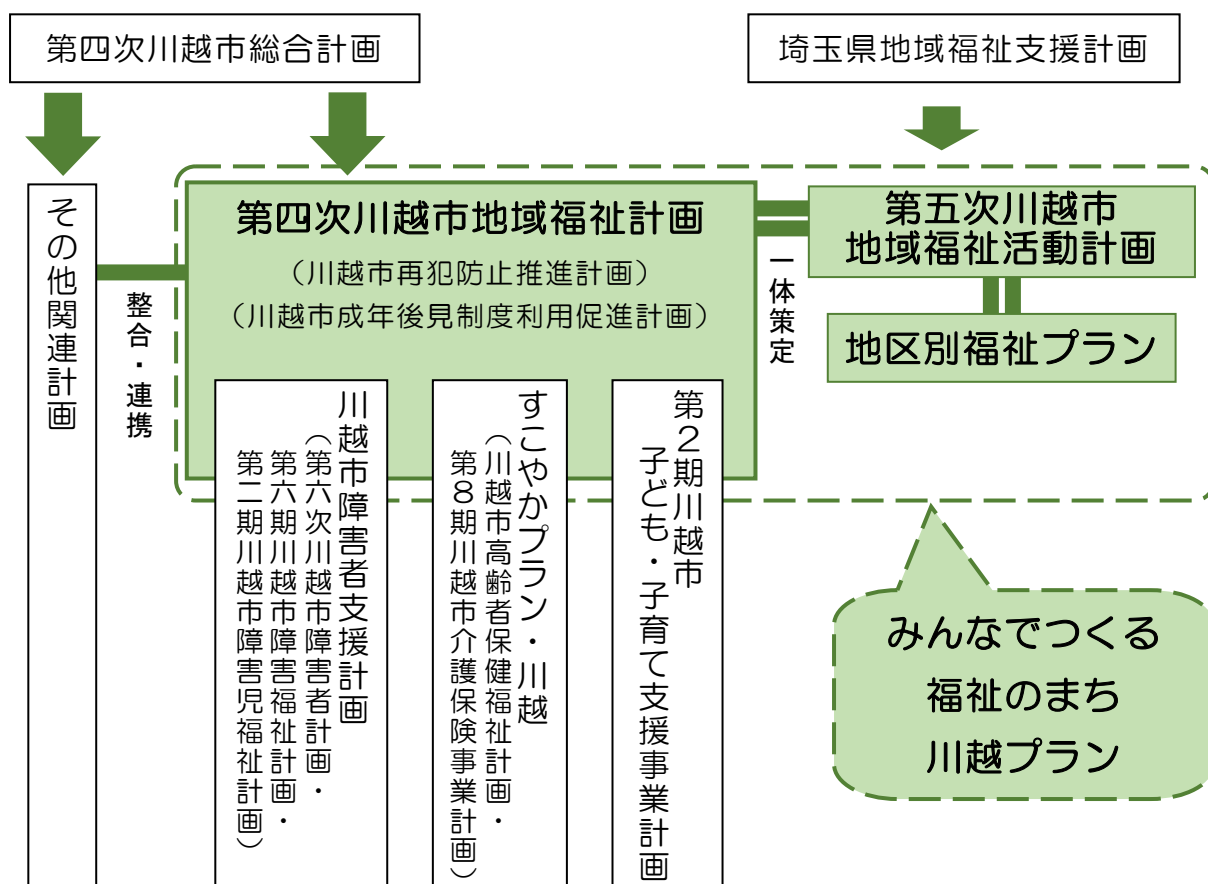
なお、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づく「地方再犯防止推進計画」と、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を含むものとして策定します。

* 1 地区住民の身近な組織として、地区のニーズに応じたきめ細かな小地域福祉活動を担う任意団体。



(3) 他の計画との関係

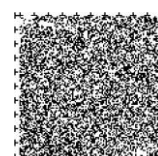
本計画は、本市の最上位計画である「第四次川越市総合計画」のもと、「川越市障害者支援計画」「すこやかプラン・川越」「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」といった福祉分野の計画との整合を図るとともに、共通的な事項を記載する「上位計画」と位置付け、地域福祉を総合的に推進する理念や基本的な方向を明らかにするものです。併せて、埼玉県が策定している「埼玉県地域福祉支援計画」とも整合を図っています。



(4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から同8（2026）年度までの6年間とします。

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
計画名	2021	2022	2023	2024	2025	2026
第四次川越市総合計画	平成28（2016）年度～令和7（2025）年度					
第四次川越市地域福祉計画	みんなでつくる福祉のまち川越プラン 令和3（2021）年度～令和8（2026）年度					
第五次川越市地域福祉活動計画						
地区別福祉プラン						
進行管理・評価		年次評価	年次評価	年次評価 中間評価・見直し	年次評価 意見聴取	年次評価 次期計画策定
川越市障害者支援計画	令和3（2021）年度～令和5（2023）年度			令和6（2024）年度～令和8（2026）年度		
すこやかプラン・川越	令和3（2021）年度～令和5（2023）年度			令和6（2024）年度～令和8（2026）年度		
第2期川越市子ども・子育て支援事業計画	令和2（2020）年度～令和6（2024）年度					



3 計画の策定体制

本計画は、令和元（2019）年度から同2（2020）年度にかけて、計画策定委員会等の審議を中心に、市民及び団体等を対象にしたアンケート調査や意見聴取等の市民参画をもとに策定しました。

（1）計画策定委員会

本市では、地域福祉に関する事項を審議するため、市議会議員や社会福祉事業従事者、学識経験者の18名で構成する川越市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を設置していることから、分科会を地域福祉計画の策定委員会と位置付けています。

また、市社協においても、分科会の委員に地域福祉活動推進委員会委員を委嘱し、同委員会を地域福祉活動計画の策定委員会と位置付け、計画策定委員会を合同開催し、計画案策定に向けた審議を行いました。

（2）職員による検討会議

職員による検討体制として、川越市と市社協、それぞれにおいて関係する部署の所属長を中心とした会議と担当職員を中心とした会議を設け、地域福祉推進にあたっての施策や事業の検討を行いました。

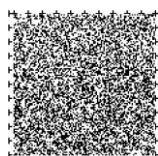
（3）市民参画

① 市民及び団体等を対象としたアンケート調査

地域の課題や活動状況及び市民ニーズを把握し、今後の地域福祉推進の方向性を検討する基礎資料とするため、調査を実施しました。

【実施時期】

令和元（2019）年11月22日（金）～12月4日（水）



【調査対象】

調査区分	調査対象
一般市民調査	18 歳以上の市民から無作為抽出
団体・地域活動者調査	地域福祉に関わる活動や事業を行っている団体・活動者
関係機関調査	地域福祉に関わる活動や事業を行っている機関・団体

【回収状況】

調査区分	調査対象数	有効回収数	有効回収率
一般市民調査	3,000	1,173	39.1%
団体・地域活動者調査	1,200	776	64.7%
関係機関調査	400	168	42.0%

② 意見聴取

日頃の地区ごとの話し合いや、令和 2（2020）年度に実施した地区別福祉プラン見直しの機会を通じて、「地域との関わり合い」「見守り活動」等、現在の課題や今後必要な取組について意見聴取を行いました。

③ 意見公募手続（パブリック・コメント）

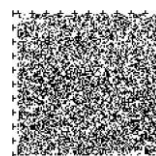
計画原案について広く市民から意見を求め、提出された意見を考慮して計画を策定するため、意見公募を実施しました。

【実施時期】

令和 2（2020）年 11 月 20 日（金）～12 月 19 日（土）

【意見の提出者数・意見数】

2 名 14 件



4 推進体制

本計画では、市民、関係機関や団体、市や市社協等、各主体に期待される役割や取組・内容を明記しています。それぞれが主体性を持ちながら、時には協働することで、効果的な地域福祉の推進に努めます。

（１）進行管理

地域福祉計画及び地域福祉活動計画については、毎年、市及び市社協内の関係各課で進行管理を行います。また、地区別福祉プランについても、市民、関係機関や団体等が集う場で毎年点検を行います。

（２）評価

計画の策定に携わった川越市社会福祉審議会地域福祉専門分科会では、各計画の進行管理の報告を受け、計画の年次評価を実施します。令和５（２０２３）年度終了後には、それまでの進行状況をまとめた中間評価を行い、必要に応じて計画の見直し等を行うとともに、令和８（２０２６）年度には最終評価を実施するなど、ＰＤＣＡサイクルに沿って効果的な進行管理を行います。

